

第67号議案

八王子市民生委員定数条例設定について

八王子市民生委員定数条例を次のとおり設定するものとする。

平成26年9月8日

提出者 八王子市長 石 森 孝 志

八王子市民生委員定数条例

民生委員法（昭和23年法律第198号）第4条第1項の規定により定める民生委員の定数は、451人とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。